

平成17年11月24日
警察庁生活安全局

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案等について

- 1 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案
 - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴う報告徴収に関する規定の整備
法第 67 条第 1 項の規定に基づく報告徴収とは別に、原子力事業者等は、主務省令（法第 59 条第 5 項の規定による届出をした場合には、内閣府令。以下同じ。）で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣（当該届出をした場合には、都道府県公安委員会）に報告しなければならないこととされたことに伴い（法第 62 条の 3）次の規定を整備する。
 - ア 報告しなければならない事象として、工場等の外における核燃料物質等の運搬において生じた「核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じること。」等の事象を定める。【第 8 条第 1 項関係】
 - イ 報告しなければならない事項として、アの事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置等を定める。【第 8 条第 2 項関係】
 - ウ 報告義務を負う原子力事業者等は、アの事象が生じたときは、その旨を直ちに都道府県公安委員会に報告しなければならないこと及び当該事象が生じた日から 10 日以内に、イの事項を記載した報告書を提出しなければならないことを定める。【第 8 条第 3 項関係】
 - (2) その他
法律及び政令の改正に伴い、届出義務を負う主体を「使用者等」から「原子力事業者等」に改めるほか、所要の規定を整備する。
- 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第85条第 2 項第 1 号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令案（内閣総理大臣と国土交通大臣の共同命令）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備する。
- 3 今後の予定
公 布：1 については 11 月 30 日、2 については 12 月 1 日（予定）
施 行：12 月 1 日（改正法の施行の日）